



医政発 〇 1 3 1 第 2 号

平成 2 6 年 1 月 3 1 日

一般社団法人日本救急医学会 理事長 殿

厚生労働省医政局長



救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施等について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添（写）の通り各都道府県知事等に対して通知を発出しましたので、御了知いただきますとともに、関係各位に広く周知していただき、御協力いただけますよう格段の御配意をお願い申し上げます。

医政発 0131 第1号

平成 26 年 1 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局 長

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施について

標記に関し、今般「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年 1 月 31 日厚生労働省令第 7 号）並びに「救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件」（平成 26 年 1 月 31 日厚生労働省告示第 16 号）が公布（別紙（書報写））され、平成 26 年 4 月 1 日より施行されることとなった。

ついては、本件の趣旨、内容、及び留意事項について御了知の上、所定の講習及び実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士が、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を適切に実施できるよう取組をお願いするとともに、貴職におかれては医療機関への周知徹底及び指導方よろしく願いたい。

記

第 1 改正の趣旨及び内容

救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 44 条第 1 項、救急救命士法施行規則（平成 3 年厚生省令第 44 号）第 21 条等の規定に基づき、救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置（以下「特定行為」という。）として、重度傷病者のうち心肺機能停止状態の患者に対する「乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液」、「食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブによる気道確保」及び「エピネフリンの投与」を定めているところである。

特定行為の範囲については、平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「救急救命士の処置範囲に係る研究」（主任研究者：野口宏）により平成 24 年 7 月から平成 25 年 1 月の期間に実証研究を行った上で、平成 25 年 8 月に「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長：島崎修次）報告書を取りまとめたところである。当該報告書では、心肺機能停止前の患者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低

血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与について、平成 26 年 4 月を目途に、必要な講習・実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士に、限定的に認めるべきであるとされた。

これを踏まえ、今回、救急救命士法施行規則第 21 条を改正し、特定行為を行う対象として、重度傷病者のうち心肺機能停止状態でない患者を加え、第 1 号を「厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液」に改め、当該患者に対する救急救命処置に関して、第 1 号「厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液」及び第 3 号「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」とするとともに、第 3 号「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」に係る薬剤について「ブドウ糖溶液」を新たに加えることとする。

なお、血糖測定については、上記「救急救命士の処置範囲に係る研究」において、安全に意識障害の鑑別を行うことが可能な処置であるため、医師の包括指示があれば行うことができるという結論を得たため、別途通知（「救急救命処置の範囲等について」（平成 4 年 3 月 13 日指第 17 号））を改正し、医師の具体的な指示を受けなくても、救急救命士法第 2 条第 1 項に規定する救急救命処置として行うことができることとする。

第 2 留意事項

1 メディカルコントロール体制の整備について

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与については、救急救命士法第 44 条第 1 項に規定する医師の具体的な指示を受けなければ行っていない特定行為であることから、実施に際して、常時継続して医師の具体的な指示が受けられる体制の整備はもちろん、プロトコルの作成、事後検証体制及び再教育体制等の整備など、メディカルコントロール体制の整備が実施の前提条件となることに十分留意されたい。

なお、こうしたメディカルコントロール体制の整備については、「メディカルコントロール協議会の設置促進について」（平成 14 年 7 月 23 日消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知）、「メディカルコントロール体制の整備について」（平成 15 年 7 月 28 日消防庁次長、厚生労働省医政局長連名通知）において周知してきたところであり、「救急救命士の薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」（平成 17 年 3 月 10 日消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局指導課長連名通知）等、救急救命処置の拡大の都度、その充実強化を依頼しているところである。

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液の実施、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化については、別途通知するので参考にされたい。

2 講習及び実習要領並びに修了の認定等について

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液の実施、血糖

測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等の具体的運用については、別途通知するので参考にされたい。

3 静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与の対象について

今回、救急救命処置に追加される静脈路確保及び輸液の対象は、心肺機能停止状態でない重度傷病者であって、ショックが疑われる又はクラッシュ症候群が疑われる若しくはクラッシュ症候群に至る可能性があるものである。

また、ブドウ糖溶液の投与の対象は、心肺機能停止状態でない重度傷病者であって、血糖測定により低血糖状態が確認されたものである。

詳細については別途通知するので参考にされたい。

第3 実施時期等

実施時期は平成26年4月1日とする。

実施時期以前の当該特定行為の実施は一切認められないこと。ただし、その実施に係る事前の講習及び実習については、その限りではなく、この場合においては、都道府県メディカルコントロール協議会、受入施設等と十分協議すること。

第4 その他

1 関連する通知の改正について

(1)「救急救命士法の施行について」(平成3年8月15日健政発496号厚生省健康政策局長通知)の第5の2を別添のとおり改める。

(2)「救急救命士養成所の指導要領について」の改正について

「救急救命士養成所の指導要領について」(平成3年8月15日健政発第497号厚生省健康政策局長通知)は、関係機関等と調整後、通知予定であることを申し添える。

第八十二条中「七課を六課に」を「施設課」を「施設課」に改める。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条 削除

第九十四条の見出し中「副部長」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の職員」を「部長及び課長」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とする。

第五章第一節第二款第九十七条の次に次の一条を加える。

(開発官)

第九十七条の二 幕僚監部に、開発官一人を置く。

2 開発官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3 開発官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

二 陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること(衛生部の所掌に属するものを除く。)

四 陸上装備品等の制式及び規格に関すること(衛生部の所掌に属するものを除く。)

第九十九条第三号中「武器課」を「艦船・武器課」に改める。

第一百十三条第一号中「第四十九条第二十一号」を「第四十九条第十五号」に、「同条第十二号及び第十七号」を「同条第十三号、第五十條第二十一号」に、「及び第三号」を「第五十三條の二第一号」に、「第五十九条第一号並びに」を「第五十九条第一号及び」に改める。

第一百十八条中「四課を三課に」を「艦船課、航空機課、武器課」に改める。

第一百十九条第四号中「艦船課、航空機課及び武器課」を「艦船・武器課及び航空機課」に改める。

第二百二十条の見出しを「(艦船・武器課)に改め、同条中「艦船課」を「艦船・武器課」に改め、第五号を第六号とし、同条第四号中「艦船等」の下に「及び武器等」を加え、同号を同条

第五号とし、同条第三号中「艦船等」の下に「及び武器等」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「及び艦船等」を「及び武器等並びにこれら」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材及び氣象器材(航空機課の所掌に属するものを除く。)

誘導武器、弾火薬類、化学器材、航海器材並びに教育訓練用器材(部隊の訓練に関するものその他防衛大臣の定めるものに限る。)

並びにこれらに付随する器材(以下この条において「武器等」という。)

の条において「武器等」という。の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

第二百二十二条を次のように改める。

第二百二十二条 削除

第四百八十八条第一号中「第四十九条第二十一号」を「第四十九条第十五号」に、「同条第十二号及び第十七号」を「同条第十三号、第五十條第二十一号」に、「及び第三号」を「第五十三條の二第一号」に、「第五十九条第一号並びに」を「第五十九条第一号及び」に改める。

第五百十條中「三課を二課に」を「補給課、整備課」に改める。

第五百五十二條の見出しを「(整備・補給課)に改め、同条中「補給課」を「整備・補給課」に改め、同条第一号中「(航空機を除く。)」の補給及び保管」を「補給、保管及び整備」に改め、同条第二号中「前号に規定する補給及び保管」を「航空装備品等の補給、保管、整備及び改善要求の処理」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 航空装備品等の改善要求の処理に関すること。

第五百五十三條を次のように改める。

第五百五十三條 削除

第二百五十五條中「警務管理官」の下に「開発官」を加える。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第三條 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二第四号中「普通科連隊」の下に「及び高射特科連隊」を加える。

別表第七号手駐屯地の項中「岩手県岩手郡滝沢村」を「滝沢市」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第三條 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第百六十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三陸上幕僚監部の項中「副部長」を「部長」に、「警務管理官」を「警務管理官」に改め、

長に「警務管理官」を「開発官」に改める。

附則

この政令は、平成二十六年三月二十六日から施行する。ただし、第二條中自衛隊法施行令別表第七号手駐屯地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

防衛大臣 小野寺五典
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

〇厚生労働省令第七号

救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十四條第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「以下」を削り、「心肺機能停止状態」を「もの」に改め、

次に「もの」にあっては第一号(静脈路確保のためのものに限る。)

から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するもの

にあつては第一号及び第三号に「に改め、同条第一号中「静脈路確保のための」を削る。

附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

〇環境省令第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第七條第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

環境大臣 石原 伸晃

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

訓 令

〇内閣府訓令第三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令(平成二十三年内閣府訓令第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表共生社会政策担当の項中12を13とし、11の次に次のように加える。

12 子どもの貧困対策に関する大綱(子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八條に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

附則

この訓令は、平成二十六年一月十七日から施行する。

○厚生労働省告示第十六号

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第二十一条第三号の規定に基づき、救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤（平成十七年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

本則中「エビネフリン」を「救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態の患者に対する救急救命処置に係るものは、エビネフリンとする。」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態でない患者に対する救急救命処置に係るものは、ブドウ糖溶液とする。

○厚生労働省告示第十七号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第六条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率

平成二十六年に適用されるべき平成二十二年以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第十八号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第七條第一項第一号の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率

平成二十六年に適用されるべき平成二十二年以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第十九号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十五条の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第三十五条の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一項及び第二項を次のように改める。

健康保険法施行規則第三十五条の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。

一 イに掲げる額から、ロに掲げる額からイに掲げる額を控除した額をハに掲げる額から二に掲げる額を控除した数で除して得た額に二に掲げる額を乗じて得た額を控除した額が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の〇・一に相当する額を超える場合における当該超える額（この額に五百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、五百円以上千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げた額）

イ 当該支那被保険者及びその被扶養者である平成四年四月三十日現在被保険者二百二十七号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費又は研究治療費若しくは平成十七年五月二十四日環境保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給対象者（以下「対象者」という。）に係る

療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第五十三條第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

ロ 当該支那被保険者及びその被扶養者である対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支那被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第三十五条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

ハ 当該支那被保険者及びその被扶養者である対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支那被保険者及びその被扶養者の見込額

二 当該支那被保険者及びその被扶養者である対象者の見込額

二 宮城県支那及び福島県支那にあつては、当該支那被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、それぞれ二十四億五千九百五十万四千円及び二十一億三千八百八十六万八千円

○厚生労働省告示第二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十六条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十二條、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）第二十五條及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第三〇号）経済産業省告示第二十一号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九條第二項において準用する第十八條第一項の規定に基づき、次のように同法第十二條第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六條第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十一日

経済産業大臣 茂木 敏充

登録の区分	
ライター	国内登録検査機関
一般財団法人日本燃焼機器検査協会 神奈川県鎌倉市大船一七五一番地	

八十四号）第二條第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成二十四年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号の表青森県、茨城県、群馬県、香川県及び大分県の項中「十七、一〇〇円」を「十七、四〇〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同表岩手県の項中「十六、八〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同表栃木県、新潟県、長崎県及び沖縄県の項中「十七、四〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表埼玉県、山梨県及び静岡県県の項中「十七、七〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同表東京都の項中「十八、九〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表神奈川県及び福井県の項中「一八、三〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同表大阪府、奈良県及び和歌山県の項中「十八、〇〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に改める。

（参考）「一般財団法人日本燃焼機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。
一般財団法人日本燃焼機器検査協会（神奈川県鎌倉市大船一七五一番地）」

「救急救命士法の施行について」

別添

(平成三年八月十五日付 健政発第四九六号 厚生省健康政策局長通知)

新	旧
第五 1 (略) 2 救急救命士は、医師の指示の下に救急救命処置を行うものであるが、そのうち、規則第二十一条に規定する次の救急救命処置について、<u>心肺機能停止状態の患者に対するもの</u>にあつては①(静脈路確保のためのものに限る。)から③に掲げるものとし、<u>心肺機能停止状態でない患者に対するもの</u>にあつては①及び③に掲げるものとして、特に医師の具体的な指示の下に行わなければならないものであること。 ① 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液 ② 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保 ③ 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与 なお、①、②及び③については、別途告示するものであること。	第五 1 (略) 2 救急救命士は、医師の指示の下に救急救命処置を行うものであるが、そのうち、規則第二十一条に規定する<u>心肺機能停止状態の患者に対する次の救急救命処置</u>については、特に医師の具体的な指示の下に行わなければならないものであること。 ① 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた<u>静脈路確保のための輸液</u> ② 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保 ③ 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与 なお、①、②及び③については、別途告示するものであること。

医政指発0131第1号

平成26年1月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る取扱いについて

標記に関し、今般、「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年1月31日厚生労働省令第7号）等が公布され、平成26年4月1日より適用されることとなった。

これに伴い、下記の通り関係通知を改正し、平成26年4月1日より施行するので留意していただくとともに、貴職におかれては関係医療機関等への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。

記

第1 「救急救命処置の範囲等について」（平成4年3月13日指第17号厚生省健康政策局指導課長通知）の改正について

1 改正の趣旨

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長 島崎修次 日本救急医療財団理事長）の報告書等を踏まえ、救急救命処置に心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与と共に、救急救命処置の基本となる胸骨圧迫等を新たに救急救命処置に加えるもの。

2 改正の内容

同通知中の記2の一部を別添1の新旧対照表のとおり改め、別紙1及び別紙2を別添2に改める。

第2 「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」（平成4年11月27日指第81号厚生省健康政策局指導課長通知）は、関係機関等と調整後、通知予定であることを申し添える。

「救急救命処置の範囲等について」

別添 1

(平成四年三月十三日付 指発第十七号 厚生省健康政策局指導課長通知)

新	旧
1 (略) 2 法第四十四条第一項及び救急救命士法施行規則第二十一条の規定により、<u>別紙1に掲げる救急救命処置のうち心肺機能停止状態の重度傷病者に対する(2)、(3)及び(4)、心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する(5)及び(6)</u>は、医師の具体的指示を受けなければ、行ってはならないものであること。 なお、これらの救急救命処置の具体的内容及び医師の具体的指示の例については、別紙2を参照されたい。	1 (略) 2 法第四十四条第一項及び救急救命士法施行規則第二十一条の規定により、<u>心肺機能停止状態の患者に対する別紙1の(2)、(3)及び(4)に掲げる救急救命処置</u>は、医師の具体的指示を受けなければ、行ってはならないものであること。 なお、これらの救急救命処置の具体的内容及び医師の具体的指示の例については、別紙2を参照されたい。

救急救命処置の範囲

- (1) 自動体外式除細動器による除細動
 - ・処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態であること。
- (2) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液（別紙2参照）
- (3) 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブによる気道確保（別紙2参照）
 - ・気管内チューブによる気道確保については、その処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態及び呼吸機能停止の状態であること。
- (4) エピネフリンの投与（(10)の場合を除く。）（別紙2参照）
 - ・エピネフリンの投与（(10)の場合を除く。）については、その処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態であること。
- (5) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液（別紙2参照）
- (6) ブドウ糖溶液の投与（別紙2参照）
 - ・ブドウ糖溶液の投与については、その処置の対象となる患者が血糖測定により低血糖状態であると確認された状態であること。
- (7) 精神科領域の処置
 - ・精神障害者で身体的疾患を伴う者及び身体的疾患に伴い精神的な不安定状態に陥っている者に対しては、必要な救急救命処置を実施するとともに、適切な対応をする必要がある。
- (8) 小児科領域の処置
 - ・基本的には成人に準ずる。
 - ・新生児については、専門医の同乗を原則とする。
- (9) 産婦人科領域の処置
 - ・墜落産時の処置……臍帯処置（臍帯結紮・切断）
胎盤処理
新生児の蘇生（口腔内吸引、酸素投与、保温）
 - ・子宮復古不全（弛緩出血時）……子宮輪状マッサージ
- (10) 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与
 - ・処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていること
- (11) 血糖測定器（自己検査用グルコース測定器）を用いた血糖測定
- (12) 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取
- (13) 血圧計の使用による血圧の測定
- (14) 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送
- (15) 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去
- (16) 経鼻エアウェイによる気道確保
- (17) パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
- (18) ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定
- (19) 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ
- (20) 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
- (21) 口腔内の吸引

- (22) 経口エアウェイによる気道確保
- (23) バグマスクによる人工呼吸
- (24) 酸素吸入器による酸素投与
- (25) 気管内チューブを通じた気管吸引
- (26) 用手法による気道確保
- (27) 胸骨圧迫
- (28) 呼気吹込み法による人工呼吸
- (29) 圧迫止血
- (30) 骨折の固定
- (31) ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去
- (32) 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察
- (33) 必要な体位の維持、安静の維持、保温

※ 下線部分は改正部分

(別紙2)

医師の具体的指示を必要とする救急救命処置

項 目	処置の具体的内容	医師の具体的指示の例
(1) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液	・留置針を利用して、上肢においては①手背静脈、②橈側皮静脈、③尺側皮静脈、④肘正中皮静脈、下肢においては①大伏在静脈、②足背静脈を穿刺し、乳酸リンゲル液を用い、静脈路を確保するために輸液を行う。	・静脈路確保の適否、静脈路確保の方法、輸液速度等
(2) 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブによる気道確保	・食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブを用い、気道確保を行う。	・気道確保の方法の選定、(酸素投与を含む)呼吸管理の方法等
(3) エピネフリンの投与(別紙1の(10)の場合を除く)	・エピネフリンの投与(別紙1の(10)の場合を除く)を行う。	・薬剤の投与量、回数等
(4) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液	・留置針を利用して、上肢においては①手背静脈、②橈側皮静脈、③尺側皮静脈、④肘正中皮静脈、下肢においては①大伏在静脈、②足背静脈を穿刺し、乳酸リンゲル液を用い、静脈路を確保し、輸液を行う。	・静脈路確保の適否、静脈路確保の方法、輸液速度等
(5) ブドウ糖溶液の投与	・低血糖発作が疑われる患者に対し血糖測定を行い、低血糖が確認された場合、静脈路を確保し、ブドウ糖溶液の投与を行う。	・薬剤の投与の適否、薬剤の投与量等

【留意事項】

① 処置の対象の状態については下記の表に示す。(○が対象となるもの)

項目		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態	心臓機能停止又は呼吸機能停止の状態	心肺機能停止前
(1)	乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液	○	○	
(2)	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保	○	○	
	気管内チューブによる気道確保	○		
(3)	エピネフリンの投与(別紙1の(10)の場合を除く)	○	心臓機能停止の場合のみ○	
(4)	乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液			○
(5)	ブドウ糖溶液の投与			○

② 医師が具体的指示を救急救命士に与えるためには、指示を与えるために必要な医療情報が医師に伝わっていること及び医師と救急救命士が常に連携を保っていることが必要である。

なお、医師が必要とする医療情報としては、全身状態（血圧、体温を含む。）、心電図、聴診器による呼吸の状況などが考えられる。

③ 心肺機能停止状態の判定は、原則として、医師が心臓機能停止又は呼吸機能停止の状態を踏まえて行わなければならない。

- ・心臓機能停止の状態とは、心電図において、心室細動、心静止、無脈性電気活動、無脈性心室頻拍の場合又は臨床上、意識がなく、頸動脈、大腿動脈（乳児の場合は上腕動脈）の拍動が触れない場合である。

- ・呼吸機能停止の状態とは、観察、聴診器等により、自発呼吸をしていないことが確認された場合である。

※ 下線部分は改正部分

医政指発0131第2号

平成26年1月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための
講習及び実習要領並びに修了の認定等について

「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施について」（平成26年1月31日医政発0131第1号厚生労働省医政局長通知）において別途通知することとしていたところ、別紙のとおりとりまとめたので参考とされたい。

なお、今般「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年1月31日厚生労働省令第7号）により追加された、救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る内容を含んだカリキュラムを修了したうえで救急救命士国家試験に合格した者については、本講習及び実習の対象外となる予定であることを申し添える。

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について

1 講習及び実習について

原則として、次の条件を満たすものであり、講習及び実習の実施施設の長は、その内容について、都道府県メディカルコントロール協議会（以下「都道府県 MC 協議会」という。）及び地域メディカルコントロール協議会（以下「地域 MC 協議会」という。）と十分協議すること。

（1）対象者について

救急救命士の資格を有する者で、かつ、心臓機能停止の状態である傷病者に対する薬剤（エピネフリン）投与の実施のための講習及び実習を修了した者。

（2）講習内容及び講習時間について

別表に定める内容を含む基本時限数24時限（1時限は50分）以上のものであること。心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る講習内容は一体であり、単独行為のみの講習内容は認められないこと。

あわせて、受講生の講習の開始に先立ち、薬剤（エピネフリン）投与に関する基礎知識、手技の確認を行うこと。

（なお、平成24年度厚生労働科学研究費補助金「救急救命士の処置範囲に係る研究」研究班によって実施された実証研究において定められた講習を修了した救急救命士にあっては、別表の中項目の①、②、⑥、⑦、⑧、⑮、⑯の内容を網羅して、合計3時限以上のものを所管する都道府県 MC 協議会又は地域 MC 協議会の定めた方法で実施すること）

（3）教員について

別表に掲げる各教育内容を教授するに適切な数の教員を有し、医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する者が望ましいこと。

（4）定員について

1講義の定員は、10名以上50名以下が望ましいこと。

（5）講習を実施する施設について

同時に行う講義数を下回らない数の普通教室を有し、適当な広さの実習室を有すること。

（6）備品について

講習及び実習を実施する上で必要なシミュレーション人形、血糖測定器などの機械

器具、図書等を有していること。

(7) 講習及び実習修了証明書の発行について

適正な筆記試験および実技試験を行い、その試験に合格した者について、講習及び実習の実施施設の長が講習及び実習修了証明書を発行すること。

2 講習及び実習修了者の認定及び登録について

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施を行う際には、オンラインメディカルコントロールによって、医師の具体的指示を受けることになるので、その円滑な運用を図るために、講習および実習修了証明書の交付を受けた救急救命士を把握する必要がある。

都道府県 MC 協議会は、救急救命士の資格を有し、1 (7) に基づく修了証明書によって、上記が把握できた者に対して、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定書を交付し、また、その認定を受けた救急救命士に登録するための名簿を作成、管理するとともに、これらの処置の円滑な運用のために地域 MC 協議会と情報を共有すること。

3 再教育について

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を行う際に必要な知識、技能を習得し、2 の認定証を交付された救急救命士に対し、その技術を維持するために必要な再教育を行うこと。

救急救命士による心肺機能停止前の患者に対する静脈路確保及び輸液、 血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る追加講習カリキュラム

【一般目標】

- 救急現場において血糖測定、ブドウ糖溶液の投与の適応を適切に判断する能力を身につける。
- 救急現場においてショックの病態などを鑑別し、心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液の適応を適切に判断する能力を身につける。
- 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液をプロトコールに基づき的確かつ安全に施行する能力を身につける。
- 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液に伴う危険因子、合併症を認識し、事故発生時に責任をもって適切に対処できる能力を身につける。
- 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液は、メディカルコントロール下で行われるということを認識し、医師との円滑なコミュニケーションにより適切に指示指導助言を受けられる能力を身につける。
- 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液の実施について、医療倫理の側面からも適切に説明し、傷病者等から信頼が得られる能力を身につける。

大項目	中項目	小項目	到達目標	基本時間
	(講習の準備)	コースの概略の説明	コースの概略について理解する。	
		薬剤投与に関する基礎知識、手技の確認	従来の救急救命処置、特に心肺停止に対する静脈路確保と薬剤投与(エピネフリン)についての知識、手技を確実に習得しているか確認する。	※ア
1	救急救命処置の変遷	1 救急救命処置の変遷と新たな処置拡大	救急救命処置の法的位置づけ(救急救命士法、省令、告示等)と、これまでの業務拡大の概要について理解する。	1
2	病院前医療における医療倫理	2 医療倫理	医療倫理、救急救命士の法的責任について理解する。	
		3 傷病者への説明と同意の取得	意識の有無などの傷病者の状況に応じた処置等の説明の仕方や同意の取得について、医療倫理の側面から正しく理解する。	
3	糖尿病及び低血糖の病態と治療	4 生体におけるブドウ糖の役割と代謝	体内におけるブドウ糖代謝とホルモン(インスリン、グルカゴン等)の役割について理解する。	3
		5 糖尿病の病態と治療(血糖降下療法など)	糖尿病の病態と非薬物療法、薬物療法(経口血糖降下薬やインスリンの種類と役割)等について理解する。	
		6 低血糖の病態と対応	低血糖の原因、症候、病態、評価、対応等について理解する。	
		7 高血糖の病態と対応	高血糖の原因、症候、病態、評価、対応等について理解する。	
		8 ブドウ糖の投与と合併症	ブドウ糖の投与の目的、適応、方法、評価、合併症、留意点等について理解する。	
		9 意識障害をきたす疾病とその鑑別	意識障害の評価、鑑別、対応等について理解する。	
		10 血糖の測定の目的と測定方法	血糖測定の目的、適応、方法、評価、合併症、留意点等について理解する。	
		11 ショック、クラッシュ症候群の病態と治療	各種ショック、クラッシュ症候群の原因、症候、病態、評価、対応等について理解する。	

4	シヨックの病態と治療	⑧ シヨックの病態の分類、鑑別を理解し、輸液の目的、適応、方法、評価等について理解する。	⑨ シヨックの鑑別と輸液の効果 生体に対する輸液と合併症	⑩ シヨックの原因別の分類・鑑別と輸液の効果 輸液と生体の反応と合併症	⑪ メディカルコントロールとオンラインでの傷病者情報の効率的な伝達	⑫ メディカルコントロールとオンラインでの状況の伝達と指示要請	⑬ シヨックの病態の分類、鑑別を理解する。 シヨック、クラッシュ症候群に対する輸液の合併症、留意点等について理解する。	4
5	メディカルコントロールと救急救命処置	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	1
6	効果測定	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	1
(講義) 小計								10
7	血糖測定に関する基本的な手技	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	1
8	静脈路確保と輸液に関する基本的な手技	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	1
9	血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与のシナリオ訓練	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	6
10	心肺機能停止前の静脈路確保と輸液のシナリオ訓練	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	6

(効果測定)	教育内容の習得状況の 確認 (実技試験)	各処置の実技試験	血糖測定、静脈路確保、輸液及びブドウ糖投与の手法が、短時間に安全、確実に実施できることを確認する。 シミュレーション人形やムラージュ等を用いた想定事案へのシミュレーション試験を実施し、プロトコルの実践能力、オンラインでの指示要請、傷病者への説明などが、短時間に安全、確実に実施できることを確認する。
			※イ
			(実習) 小計 14
			(1 時間は50分) 総計 24 時間

※ア 本講習カリキュラムは、心肺停止に対する静脈路確保と薬剤(エピネフリン)投与についての知識、手法が確実に習得できている薬剤認定救急救命士を対象としたものである。そのため、講習実施者によって、事前に心肺停止に対する静脈路確保と薬剤(エピネフリン)投与についての知識、手法が確実に習得できていることを確認すること。

※イ 講習受講講者の各々について、講習実施者によって実技試験(各処置の実技試験、シミュレーション試験)を実施すること。その際、メディカルコントロールに関わる医師や救急救命士教育を専門とする医師が立ち会うこと。

消 防 救 第 1 3 号

医政指発0131第3号

平成26年1月31日

各都道府県 { 消防主管部(局)長
衛生主管部(局)長 } 殿

消 防 庁 救 急 企 画 室 長

厚生労働省医政局指導課長

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、
血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る
メディカルコントロール体制の充実強化について

「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」(平成26年1月31日厚生労働省令第7号)が公布され、平成26年4月1日より救急救命士の行う救急救命処置として、医師の具体的な指示の下での心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が新たに可能となったが、こうした処置範囲拡大の前提として、事後検証の実施を含めたメディカルコントロール体制の充実強化が不可欠である。

従前より、「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施にかかるメディカルコントロール体制の充実強化について(平成16年3月23日消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知)」及び「救急救命士の薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について(平成17年3月10日消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知)」により、メディカルコントロール体制の充実強化については、周知しているところであるが、貴職におかれては、今回追加される処置について特に下記の事項に十分に留意し、救急救命士制度の円滑な運用を図られるようお願いしたい。

また、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する組合を含む。)及び関係団体等に対しこの旨周知願いたい。

記

1 医師からの具体的な指示・指導体制の充実

救急救命士が心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を適正に行うためには、迅速かつ確実に医師の具体的な指示を受ける必要があることから、その実施に当たり、常時継続して医師からの具体的な指示・指導を受けられる体制の充実を図ること。

2 プロトコールに沿った実施

救急救命士的心肺機能停止前の重度傷病者に対する、静脈路確保及び輸液のプロトコール並びに血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与のプロトコール（以下合わせて「プロトコール」という。）については、地域メディカルコントロール協議会（以下、「地域 MC 協議会」）において作成すること。その際には、平成 25 年度厚生労働科学研究「救急救命士の処置範囲に係る研究」報告書にある「『心肺機能停止前の重度傷病者に対する血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与』のプロトコール」及び「『心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液』のプロトコール」（別添 1）を参考にすること。

救急救命士はプロトコールに習熟した上で、プロトコールに沿って医師の具体的な指示に基づき、薬剤投与を適切に実施することにより、救命効果の向上を図ること。

3 所定の知識の習得

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施する際は、「救急救命士的心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について」（平成 26 年 1 月 31 日医政指第 0131 第 2 号厚生労働省医政局指導課長通知）に定める講習及び実習（以下「追加講習」という。）を修了し、都道府県メディカルコントロール協議会により認定を受ける必要があること。

なお、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る内容を含んだカリキュラムを修了したうえで救急救命士国家試験に合格した者については追加講習の対象外となる予定であることを申し添える。

4 事後検証体制の確立等

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、地域 MC 協議会が設置され、事後検証体制

が確保されていることが前提であり、当該処置を実施した際の観察結果、投与状況等の必要事項を正確に把握する必要があることから、事後検証票（別添２）を参考にし、処置が適切に実施されたかについて事後検証を実施すること。今後、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与について全国的な効果の検証のために事後検証票内の項目に係るデータあるいは検証結果の情報提供を求める場合があることを申し添える。

「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」プロトコール

1 基本的な事項

- ・各地域のショックなどに対する活動プロトコールに組み込んで活用する。
- ・状況によって、処置の実施よりも迅速な搬送を優先する。

2 対象者

次の2つをともに満たす傷病者（※1）

- ・増悪するショックである可能性が高い。
もしくは、クラッシュ症候群を疑うか、それに至る可能性が高い。
 - ・15才以上である（推定も含む）。
- ※ただし、心原性ショックが強く疑われる場合は処置の対象から除外する。

3 留意点

- ・ショックの増悪因子としては、出血の持続、意識障害の進行、アナフィラキシー、熱中症などによる脱水などがあげられる。（※1）
- ・狭圧（重量物、器械、土砂等に身体が挟まれ圧迫されている状況）などによるクラッシュ症候群を疑うかそれに至る可能性の高い場合も処置の対象となる。（※1）
- ・「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」は特定行為であり、医師の具体的な指示を必要とする。（※2）
- ・救急救命士は、可能性の高いショックの病態、傷病者の観察所見、状況等を医師に報告する。（※2）
- ・医師は適応を確認し、具体的な指示（輸液量、滴下速度等）を救急救命士に与える。
静脈路確保にいたずらに時間を費やさないように留意し、静脈路確保が困難であると判断された場合などは、搬送を優先してよい。（※3）
- ・穿刺針の太さ（ゲージ）は傷病者の状態等により選択する。（※3）
- ・急速輸液（救急車内の最も高い位置に輸液バックをぶら下げ、クレンメを全開して得られる輸液速度）を原則とするが、医師の指示によって維持輸液（1秒1滴程度）を行う。（※4）
- ・傷病者の状況、観察所見、実施した処置、その結果等をオンラインMCの医師、もしくは搬送先医療機関の医師等に報告する。（※5）

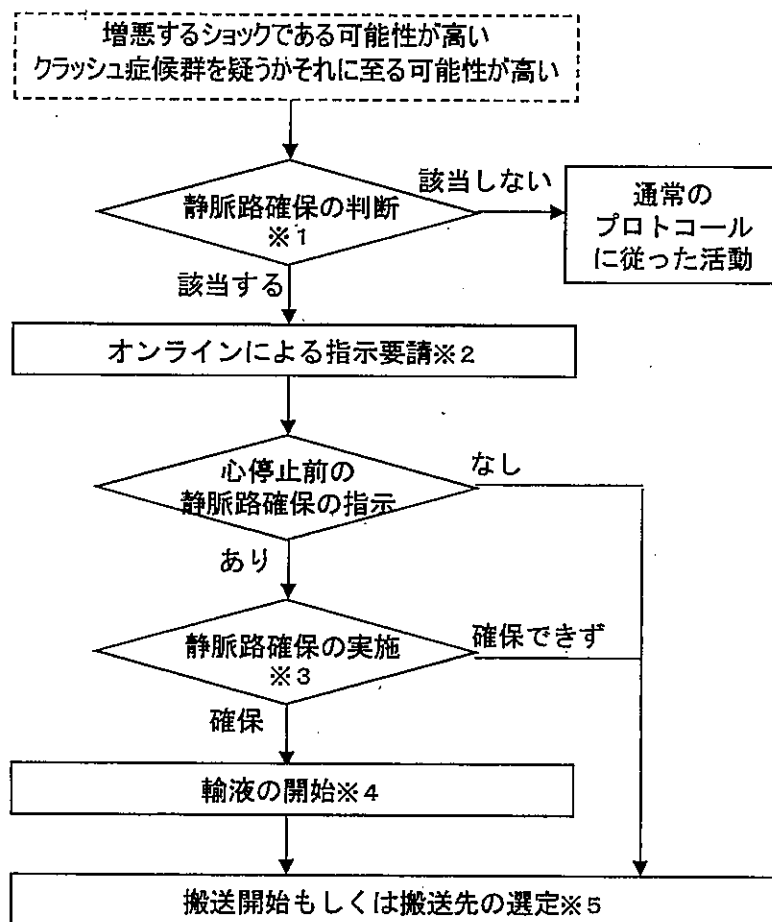


図 「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」
プロトコルの一例

「心肺機能停止前の重度傷病者に対する血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」プロトコール

1 基本的な事項

- ・各地域の意識障害に対する活動プロトコールに組み込んで活用する。
- ・状況によって、処置の実施よりも迅速な搬送を優先する。

2 対象者

(1) 血糖の測定

①次の2つをともに満たす傷病者（※1）

- ・意識障害（JCS $\geq$ 10を目安とする）を認める。
- ・血糖測定を行うことによって意識障害の鑑別や搬送先選定等に利益があると判断される。

※ただし、くも膜下出血が疑われる例などで、血糖測定のための皮膚の穿刺による痛み刺激が傷病者にとって不適切と考えられる場合は対象から除外する。

②上記①による血糖の測定後に、医師により再測定を求められた傷病者

(2) 静脈路確保とブドウ糖溶液の投与

次の2つをともに満たす傷病者（※2）

- ・血糖値が 50mg/dl 未満である。
- ・15才以上である（推定も含む）。

3 留意点

- ・「静脈路確保とブドウ糖溶液の投与」は特定行為であり、医師による事前の具体的な指示を必要とする。（※2）
- ・「血糖の測定」については特定行為ではないため具体的指示は必ずしも必要ない。ただし、血糖の測定を試みた場合は、オンラインMCの医師、もしくは搬送先医療機関の医師等に、血糖測定の実施とその結果等を報告する。（※2, 5）
- ・医師は、ブドウ糖溶液の投与の適応を確認し指示する。
- ・静脈路確保にいたずらに時間を費やさないように留意し、静脈路確保が困難であると判断された場合などは、搬送を優先してよい。（※3）
- ・穿刺針の太さ（ゲージ）は傷病者の状態等により選択する。（※3）
- ・輸液の速度は、維持輸液（1秒1滴程度）を目安とする。（※3）
- ・ブドウ糖溶液の投与は50%ブドウ糖溶液 40ml を原則とするが、必要に応じて減量する。（※4）
- ・傷病者の状況、観察所見、実施した処置、その結果等をオンラインMCの医師、もしくは搬送先医療機関の医師等に報告する。（※5）
- ・医師の指示に応じ、血糖の再測定をしてもよい。

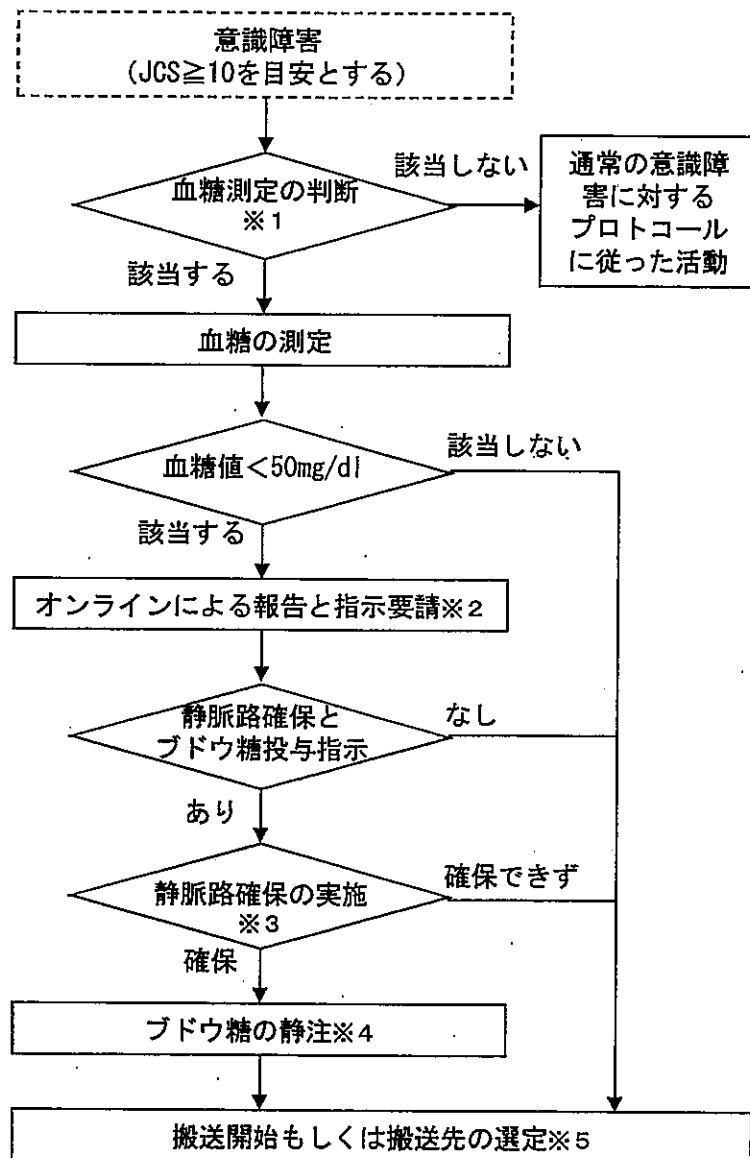


図 「心肺機能停止前の重度傷病者に対する血糖測定及び
低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」プロトコールの一例

搬送確認書(医療機関控え)

4-1

引継 日時	平成 年 月 日 () 時 分		救急隊(隊員数 人) 隊長氏名 救急救命士氏名	
出場 番号	傷病者番号 —	事故 種別	☐ 急病 ☐ 交通 ☐ 一般 ☐ 転院 ☐ 加害 ☐ 労災 ☐ 火災 ☐ 水難 ☐ 自然 ☐ 運動 ☐ 自損 ☐ 他()	
出場先	市郡 町 丁目 番 号		発生 場所	
傷病者 住所 氏名等	市郡 町 丁目 番 号 Tel ()		性別 ☐ 男 ☐ 女 (歳) 生年月日 ☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 年 月 日 職業()	
初 診 医 所 見 等	収容 医療 機関 名称 所在地 ※ ☐ 特記事項なし ☐ 要連絡:ご意見のある項目に、○印をつけてください。 1. 除細動 2. 気道確保 3. CPA 後静脈路確保 4. アトリン投与 5. エピペン使用 6. 血糖値測定 7. フロウド糖投与 8. CPA 前静脈路確保と輸液 9. その他 意見:		初診時傷病名 記入時刻(時 分) 医師署名 初診時程度別 ☐ 死 亡:初診時死亡が確認されたもの ☐ 重 症:三週間以上の入院加療を要するもの ☐ 中等症:傷病の程度が重症又は軽症以外のもの ☐ 軽 症:軽症で入院を要しないもの	
	救急 要請 概要			
	自覚症状 主訴等			
現着時 接触時 状況				
救 急 隊 現 着 時 接 触 時 状 況	呼吸: ☐ 正常 ☐ チアノーゼ ☐ 過度の努力呼吸で会話不能(単語のみ話せる状態) ☐ 上気道閉塞(あえぎ呼吸・陥没呼吸・シーソー呼吸等含む) ☐ 補助呼吸が必要 ☐ 呼吸音左右差あり ☐ 異常呼吸(中枢性呼吸異常・呼吸様式の異常等) ☐ とぎれとぎれの会話 ☐ 増悪する吸気性喘鳴 ☐ 呼吸苦 ☐ 労作時息切れ ☐ 努力様呼吸 ☐ 吸気性喘鳴 ☐ その他() 循環: ☐ 正常 ☐ ショック徴候あり(蒼白・虚脱・冷汗・呼吸困難等) ☐ 起立性失神 ☐ 起立性低血圧 ☐ 坐位・立位での失神様症状 ☐ 低血圧の疑い ☐ バイタルサインが正常の上限または下限値である(通常値と異なる) ☐ その他() 意識: ☐ 正常 ☐ 舌根沈下 ☐ 持続する痙攣 ☐ 意識レベルが次第に増悪 ☐ 急に出現した短期記憶の新たな障害 ☐ 急に出現した行動の姿容 ☐ 新たに出現した軽度の意識障害(GCS14・JCS1) ☐ 慢性的な軽度の意識障害(GCS14・JCS1) ☐ その他() 発熱: ☐ 無 ☐ 有; 有の場合: ☐ 免疫不全 ☐ 心拍数 90 回/分以上または呼吸 20 回/分以上 ☐ 具合が悪そうな状態(紅潮・傾眠傾向・不安不穏状態) ☐ 苦痛なく落ち着いている 疼痛: ☐ 無 ☐ 有; 有の場合: ☐ 急性 ☐ 慢性 ☐ 深在性 ☐ 浅在性 痛みスコア()※0~10 で表記 ☐ 不明 ショック状態: ☐ 無し ☐ 有り: ☐ 循環血液量減少性 ☐ 心原性 ☐ 閉塞性 ☐ アナフィラキシー ☐ その他() 死体徴候: ☐ 四肢硬直 ☐ 死斑:部位() ☐ その他()			
	初期 ECG 心停止の目撃 バイタルサイン・CPR の状況 ☐ VF ☐ VT ☐ PEA ☐ 心静止 ☐ 無し ☐ 有り ☐ 無し ☐ 有り→開始時刻(時 分 ☐ 推定 ☐ 確定) ☐ Sinus ☐ Af 目撃: ☐ 家族 ☐ 救急隊 ☐ 消防隊 実施者: ☐ 家族 ☐ その他() ☐ その他() 目撃時刻(時 分) 実施者の資格() 心停止の推定原因 目撃時刻(時 分) 処置内容: ☐ 気道確保 ☐ 人工呼吸 ☐ 胸骨圧迫 ☐ 心原性 ☐ 推定 ☐ 確定 ☐ 不明 ☐ AED の使用(電源 ONor バッテリー貼付)→除細動: ☐ 無し ☐ 有り ☐ 非心原性() 性状: ☐ 突然 ☐ 徐々に ☐ 不明 (時 分 ☐ 推定 ☐ 確定) 回数(回) 推定理由: ☐ 頭痛 ☐ 胸痛 ☐ 腹痛 ☐ その他() ☐ 悪心 ☐ 発熱 ☐ 既往歴 CPR 口頭指導: ☐ 無し ☐ 有り ☐ その他() 口頭指導者: ☐ 救急隊 ☐ 指令員 ☐ その他()			
	市民による他の処置等: ☐ 移動 ☐ 創傷処置 ☐ 止血 ☐ その他() 実施者: ☐ 家族 ☐ その他()			
	既往症: ☐ 無し ☐ 有り 病名: 現病名: ☐ 無し ☐ 有り 病名: 通院医療機関:			

※ 初診時程度が重症又は死亡のもので、本救急活動等に関する意見があり後日消防本部からの連絡が必要な場合は、上記項目「要連絡」にチェックしてください。ご意見は事後検証に活用させていただきます。

(本紙については傷病者収容時に可能な限り記載し、未記載部分については医療機関の必要に応じて帰署後に情報提供できるようにすること。)

除細動		気道確保		静脈路確保		薬剤投与(アドレナリン/エピネフリン/ブドウ糖)		処置等の特記事項	
実施場所 () ☐ 単相性 ☐ 二相性 1回目 ☐ VF ☐ VT () 時 () 分 2回目 ☐ VF ☐ VT () 時 () 分 3回目 ☐ VF ☐ VT () 時 () 分 4回目 ☐ VF ☐ VT () 時 () 分 5回目 ☐ VF ☐ VT () 時 () 分 結果: 特記(未試行理由等):		☐ 用手() ☐ 経口エアウェイ ☐ 経鼻エアウェイ ☐ LM()試行 → ☐ 確保 ☐ 確保デキス ☐ 食道閉鎖式エアウェイ試行 () → ☐ 確保 ☐ 確保デキス ☐ 気管挿管試行 ☐ 喉頭鏡 ☐ ビデオ喉頭鏡 → ☐ 確保 ☐ 確保デキス サイズ mm カフ容量 ml 固定位置 cm 実施場所 () 確保時刻() 時 () 分 特記(確保デキス・未試行理由等) 資格 ☐ 救命士 ☐ 挿管認定 実施者名: 換気: ☐ BVM ☐ 人工呼吸器 O ₂ %/分 回/分 特記: 主実施者名: 資格 ☐ I ☐ II ☐ 標準 ☐ 救命士		☐ 試行→ ☐ 確保 ☐ 確保デキス 実施場所() 目的・適応 ☐ CPA ☐ ショック ☐ クラッシュ ☐ ブドウ糖 確保時刻() 時 () 分 確保の部位: () G 穿刺回数() 回 輸液速度 ☐ 維持 ☐ 急速 総輸液量() ml 特記(確保デキス・未試行理由等): 実施者名: 資格: ☐ 救命士 ☐ 薬剤認定 ☐ 新処置認定 血糖測定 ☐ 試行→ ☐ 測定 ☐ 測定デキス 血糖値() mg/dl 実施場所() 測定時刻() 時 () 分 穿刺の部位: 穿刺回数() 回 測定理由: 特記(測定デキス理由、有害事象等): 実施者名: 病着時血糖() ☐ 不明		☐ 試行→ ☐ 投与完遂 ☐ 一部 投与 ☐ 全く投与デキス ☐ アドレナリン ☐ エピネフリン ☐ ブドウ糖 実施場所() 投与回数() 回 1回目() 時 () 分 2回目() 時 () 分 3回目() 時 () 分 4回目() 時 () 分 5回目() 時 () 分 総投与量() ml 特記(投与デキス・未試行理由等): 実施者名: 資格: ☐ 救命士 ☐ 薬剤認定 ☐ 新処置認定 その他の記録(医師等の処置等) ☐ 医師連携有り → ☐ 医師処置有り ☐ 医師同 乗有り(☐ 往診医師 ☐ 臨場医 師 ☐ 現場要請医師) 医師名 _____ 医師の処置内容等:			

時間経過	
覚知	:
出場	:
現着	:
接触	:
車収	:
現発	:
病着	:
収容	:
連携活動	
☐ 消防隊	
☐ 救助隊	
☐ 消防防災ヘリ	
☐ 他の救急隊	
☐ Dr カー	
☐ Dr ヘリ	
☐ その他	
()	

搬送確認書(救急隊控え)

4-2

引継 日時	平成 年 月 日 () 時 分		救急隊(隊員数 人) 隊長氏名 救急救命士氏名	
出場 番号	傷病者番号	事故 種別	☐ 急病 ☐ 交通 ☐ 一般 ☐ 転院 ☐ 加害 ☐ 労災 ☐ 火災 ☐ 水難 ☐ 自然 ☐ 運動 ☐ 自損 ☐ 他()	
			発生 場所	
			性別 ☐ 男 ☐ 女 (歳)	
			職業()	
初 診 医 生 所 見 等	収容 医療 機関 名称 所在地	初診時傷病名 記入時刻(時 分)		
	☐ 特記事項なし ☐ 要連絡:ご意見のある項目に、○印をつけてください。 1. 除細動 2. 気道確保 3. CPA 後静脈路確保 4. アドレナリン投与 5. エピペン使用 6. 血糖値測定 7. ブドウ糖投与 8. CPA 前静脈路確保と輸液 9. その他 意見:		医師署名	
			初診時程度別 ☐ 死 亡:初診時死亡が確認されたもの ☐ 重 症:三週間以上の入院加療を要するもの ☐ 中等症:傷病の程度が重症又は軽症以外のもの ☐ 軽 症:軽症で入院を要しないもの	

救急活動記録票

4-3

引継日時	平成 年 月 日 () 時 分		救急隊 (隊員数 人) 隊長氏名 救急救命士氏名										
出場番号	傷病者番号	事故種別	☐ 急病 ☐ 交通 ☐ 一般 ☐ 転院 ☐ 加害 ☐ 労災 ☐ 火災 ☐ 水難 ☐ 自然 ☐ 運動 ☐ 自損 ☐ 他 ()										
出場先	市郡 町 丁目 番 号		発生場所										
傷病者住所氏名等	市郡 町 丁目 番 号 Tel ()		性別 ☐ 男 ☐ 女 (歳) 生年月日 ☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 年 月 日 職業 ()										
収容医療機関名称所在地			初診時傷病名 記入時刻 (時 分)										
不搬送状況等	理由 傷病者署名 (間柄)		医師署名										
死亡確認状況等	☐ 往診医師 ☐ 臨場医師 ☐ 現場要請医師 死亡確認時刻 (時 分) 死亡確認医師署名		初診時程度別 ☐ 死 亡: 初診時死亡が確認されたもの ☐ 重 症: 三週間以上の入院加療を要するもの ☐ 中等症: 傷病の程度が重症又は軽症以外のもの ☐ 軽 症: 軽症で入院を要しないもの										
救急要請概要													
自覚症状主訴等													
現着時接触時状況													
救急隊	呼吸: ☐ 正常 ☐ チアノーゼ ☐ 過度の努力呼吸で会話不能(単語のみ話せる状態) ☐ 上気道閉塞(あえぎ呼吸・陥没呼吸・シーソー呼吸等含む) ☐ 補助呼吸が必要 ☐ 呼吸音左右差あり ☐ 異常呼吸(中枢性呼吸異常・呼吸様式の異常等) ☐ とぎれとぎれの会話 ☐ 増悪する吸気性喘鳴 ☐ 呼吸苦 ☐ 労作時息切れ ☐ 努力様呼吸 ☐ 吸気性喘鳴 ☐ その他 () 循環: ☐ 正常 ☐ ショック徴候あり(蒼白・虚脱・冷汗・呼吸困難等) ☐ 起立性失神 ☐ 起立性低血圧 ☐ 坐位・立位での失神様症状 ☐ 低血圧の疑い ☐ バイタルサインが正常の上限または下限値である(通常値と異なる) ☐ その他 () 意識: ☐ 正常 ☐ 舌根沈下 ☐ 持続する痙攣 ☐ 意識レベルが次第に増悪 ☐ 急に出現した短期記憶の新たな障害 ☐ 急に出現した行動の姿容 ☐ 新たに出現した軽度の意識障害(GCS14・JCS1) ☐ 慢性的な軽度の意識障害(GCS14・JCS1) ☐ その他 () 発熱: ☐ 無 ☐ 有; 有の場合: ☐ 免疫不全 ☐ 心拍数 90 回/分以上または呼吸 20 回/分以上 ☐ 具合が悪そうな状態(紅潮・傾眠傾向・不安不穏状態) ☐ 苦痛なく落ち着いている 疼痛: ☐ 無 ☐ 有; 有の場合: ☐ 急性 ☐ 慢性 ☐ 深在性 ☐ 浅在性 痛みスコア () ※0~10 で表記 ☐ 不明 ショック状態: ☐ 無し ☐ 有り: ☐ 循環血液量減少性 ☐ 心原性 ☐ 閉塞性 ☐ アナフィラキシー ☐ その他 () 死体徴候: ☐ 四肢硬直 ☐ 死斑: 部位 () ☐ その他 ()												
接触時状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>初期 ECG</th> <th>心停止の目撃</th> <th>バイスタンダー-CPR の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ☐VF ☐VT ☐PEA ☐心静止 ☐Sinus ☐Af ☐その他 () </td> <td> ☐無し ☐有り 目撃: ☐家族 ☐救急隊 ☐消防隊 ☐その他 () </td> <td> ☐無し ☐有り→開始時刻 (時 分 ☐推定 ☐確定) 実施者: ☐家族 ☐その他 () 実施者の資格 () </td> </tr> <tr> <td> 心停止の推定原因 ☐心原性 ☐非心原性 () 推定理由: ☐頭痛 ☐胸痛 ☐腹痛 ☐悪心 ☐発熱 ☐既往歴 ☐その他 () </td> <td> 目撃時刻 (時 分) ☐推定 ☐確定 ☐不明 性状: ☐突然 ☐徐々に ☐不明 </td> <td> 処置内容: ☐気道確保 ☐人工呼吸 ☐胸骨圧迫 ☐AED の使用(電源 ON/ノット貼付)→除細動: ☐無し ☐有り (時 分 ☐推定 ☐確定) 回数 (回) ☐その他 () CPR 口頭指導: ☐無し ☐有り 口頭指導者: ☐救急隊 ☐指令員 ☐その他 () </td> </tr> </tbody> </table>				初期 ECG	心停止の目撃	バイスタンダー-CPR の状況	☐ VF ☐ VT ☐ PEA ☐ 心静止 ☐ Sinus ☐ Af ☐ その他 ()	☐ 無し ☐ 有り 目撃: ☐ 家族 ☐ 救急隊 ☐ 消防隊 ☐ その他 ()	☐ 無し ☐ 有り→開始時刻 (時 分 ☐ 推定 ☐ 確定) 実施者: ☐ 家族 ☐ その他 () 実施者の資格 ()	心停止の推定原因 ☐ 心原性 ☐ 非心原性 () 推定理由: ☐ 頭痛 ☐ 胸痛 ☐ 腹痛 ☐ 悪心 ☐ 発熱 ☐ 既往歴 ☐ その他 ()	目撃時刻 (時 分) ☐ 推定 ☐ 確定 ☐ 不明 性状: ☐ 突然 ☐ 徐々に ☐ 不明	処置内容: ☐ 気道確保 ☐ 人工呼吸 ☐ 胸骨圧迫 ☐ AED の使用(電源 ON/ノット貼付)→除細動: ☐ 無し ☐ 有り (時 分 ☐ 推定 ☐ 確定) 回数 (回) ☐ その他 () CPR 口頭指導: ☐ 無し ☐ 有り 口頭指導者: ☐ 救急隊 ☐ 指令員 ☐ その他 ()
初期 ECG	心停止の目撃	バイスタンダー-CPR の状況											
☐ VF ☐ VT ☐ PEA ☐ 心静止 ☐ Sinus ☐ Af ☐ その他 ()	☐ 無し ☐ 有り 目撃: ☐ 家族 ☐ 救急隊 ☐ 消防隊 ☐ その他 ()	☐ 無し ☐ 有り→開始時刻 (時 分 ☐ 推定 ☐ 確定) 実施者: ☐ 家族 ☐ その他 () 実施者の資格 ()											
心停止の推定原因 ☐ 心原性 ☐ 非心原性 () 推定理由: ☐ 頭痛 ☐ 胸痛 ☐ 腹痛 ☐ 悪心 ☐ 発熱 ☐ 既往歴 ☐ その他 ()	目撃時刻 (時 分) ☐ 推定 ☐ 確定 ☐ 不明 性状: ☐ 突然 ☐ 徐々に ☐ 不明	処置内容: ☐ 気道確保 ☐ 人工呼吸 ☐ 胸骨圧迫 ☐ AED の使用(電源 ON/ノット貼付)→除細動: ☐ 無し ☐ 有り (時 分 ☐ 推定 ☐ 確定) 回数 (回) ☐ その他 () CPR 口頭指導: ☐ 無し ☐ 有り 口頭指導者: ☐ 救急隊 ☐ 指令員 ☐ その他 ()											
既往症	既往症: ☐ 無し ☐ 有り 病名: 現病名: ☐ 無し ☐ 有り 病名: 通院医療機関:												
医療機関選定経過	選定者: ☐ 救急隊 ☐ 本部 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ 医師 ☐ その他 () 連絡開始時刻 (時 分) 決定時刻 (時 分) 受入照会回数 (回) 選定経過(照会した医療機関名や結果等):												

救急活動記録票

4-3

転送内容	要請医療機関名: 要請医師名: 病院選定 ☐ 医師 ☐ 救急隊 ☐ 本部 同乗管理 ☐ 医師 ☐ 看護師 ☐ 病院救命士 ☐ その他		要請内容		
救命処置等	除細動	気道確保	静脈路確保	薬剤投与(アトレニン/エドペン/ブドウ糖)	処置等の特記事項
	実施場所 () ☐ 単相性 ☐ 二相性 1回目 ☐ VF ☐ VT (時 分) 2回目 ☐ VF ☐ VT (時 分) 3回目 ☐ VF ☐ VT (時 分) 4回目 ☐ VF ☐ VT (時 分) 5回目 ☐ VF ☐ VT (時 分) 結果: 特記(未試行理由等):	☐ 用手() ☐ 経口エアウェイ ☐ 経鼻エアウェイ ☐ LM() 試行 → ☐ 確保 ☐ 確保デキス ☐ 食道閉鎖式エアウェイ試行 () → ☐ 確保 ☐ 確保デキス ☐ 気管挿管試行 ☐ 喉頭鏡 ☐ ビデ喉頭鏡 → ☐ 確保 ☐ 確保デキス サイズ mm カフ容量 ml 固定位置 cm 実施場所 () 確保時刻(時 分) 特記(確保デキス・未試行理由等) 資格 ☐ 救命士 ☐ 挿管認定 実施者名: 換気: ☐ BVM ☐ 人工呼吸器 O ₂ %/分 回/分 特記:	☐ 試行→ ☐ 確保 ☐ 確保デキス 実施場所() 目的・適応 ☐ CPA ☐ ショック ☐ クラッシュ ☐ フ糖 確保時刻(時 分) 確保の部位: (G) 穿刺回数(回) 輸液速度 ☐ 維持 ☐ 急速 総輸液量(ml) 特記(確保デキス・未試行理由等): 実施者名: 資格: ☐ 救命士 ☐ 薬剤認定 ☐ 新処置認定 血糖測定 ☐ 試行→ ☐ 測定 ☐ 測定デキス 血糖値(mg/dl) 実施場所() 測定時刻(時 分) 穿刺の部位: 穿刺回数(回) 測定理由: 特記(測定デキス理由、有害事象等): 実施者名: 病着時血糖() ☐ 不明	☐ 試行→ ☐ 投与完遂 ☐ 一部 投与 ☐ 全く投与デキス ☐ アトレニン ☐ エドペン ☐ ブドウ糖 実施場所() 投与回数(回) 1回目(時 分) 2回目(時 分) 3回目(時 分) 4回目(時 分) 5回目(時 分) 総投与量(ml) 特記(投与デキス・未試行理由等): 実施者名: 資格: ☐ 救命士 ☐ 薬剤認定 ☐ 新処置認定 その他の記録(医師等の処置等) ☐ 医師連携有り → ☐ 医師処置有り ☐ 医師同乗有り(☐ 往診医師 ☐ 臨場医師 ☐ 現場要請医師) 医師名 _____ 医師の処置内容等:	
	M ☐ 未要請 ☐ 指示、指導助言有り ☐ 連絡とれず(理由:)				
	C 連絡がとれるまでに要した発信回数(回) MC 医と会話ができるまでに要した時間 ☐ 1分未満 ☐ 1分以上(分)				
	指示要請 要請者名: MC 医名: MC 医所属機関:				
指示・指導助言(時刻と内容等):					
観察・処置の経過	時刻 (接触時)				(病着時) 時間経過
	意識				覚知 :
	呼吸				出場 :
	脈拍				現着 :
	ECG				接触 :
	血圧				車収 :
	瞳孔				現発 :
	SpO ₂				病着 :
	体温				収容 :
	処置・判断等				連携活動 ☐ 消防隊 ☐ 救急隊 ☐ 消防防災ヘリ ☐ 他の救急隊 ☐ Dr カー ☐ Dr ヘリ ☐ その他 ()
特記事項					

検証票

4-4

引継日時	平成 年 月 日 () 時 分		救急隊 (隊員数 人) 隊長氏名 救急救命士氏名	
出場番号	傷病者番号	事故種別	☐ 急病 ☐ 交通 ☐ 一般 ☐ 転院 ☐ 加害 ☐ 労災 ☐ 火災 ☐ 水難 ☐ 自然 ☐ 運動 ☐ 自損 ☐ 他 ()	
			発生場所	
			性別 ☐ 男 ☐ 女 (歳)	
			職業 ()	
初診医 所見等	収容医療機関名称所在地	初診時傷病名		記入時刻 (時 分)
	☐ 特記事項なし ☐ 要連絡:ご意見のある項目に、○印をつけてください。 1. 除細動 2. 気道確保 3. CPA 後静脈路確保 4. アドレナリン投与 5. エピペン使用 6. 血糖値測定 7. ブドウ糖投与 8. CPA 前静脈路確保と輸液 9. その他 意見:		医師署名	
			初診時程度別 ☐ 死 亡:初診時死亡が確認されたもの ☐ 重 症:三週間以上の入院加療を要するもの ☐ 中等症:傷病の程度が重症又は軽症以外のもの ☐ 軽 症:軽症で入院を要しないもの	
救急要請概要				
自覚症状主訴等				
現着時接触時状況				
救急隊 現着時 接触時 状況	呼吸: ☐ 正常 ☐ チアノーゼ ☐ 過度の努力呼吸で会話不能(単語のみ話せる状態) ☐ 上気道閉塞(あえぎ呼吸・陥没呼吸・シーソー呼吸等含む) ☐ 補助呼吸が必要 ☐ 呼吸音左右差あり ☐ 異常呼吸(中枢性呼吸異常・呼吸様式の異常等) ☐ とぎれとぎれの会話 ☐ 増悪する吸気性喘鳴 ☐ 呼吸苦 ☐ 労作時息切れ ☐ 努力様呼吸 ☐ 吸気性喘鳴 ☐ その他 ()			
	循環: ☐ 正常 ☐ ショック徴候あり(蒼白・虚脱・冷汗・呼吸困難等) ☐ 起立性失神 ☐ 起立性低血圧 ☐ 坐位・立位での失神様症状 ☐ 低血圧の疑い ☐ バイタルサインが正常の上限または下限値である(通常値と異なる) ☐ その他 ()			
	意識: ☐ 正常 ☐ 舌根沈下 ☐ 持続する痙攣 ☐ 意識レベルが次第に増悪 ☐ 急に出現した短期記憶の新たな障害 ☐ 急に出現した行動の変容 ☐ 新たに出現した軽度の意識障害(GCS14・JCS1) ☐ 慢性的な軽度の意識障害(GCS14・JCS1) ☐ その他 ()			
	発熱: ☐ 無 ☐ 有;有の場合: ☐ 免疫不全 ☐ 心拍数 90 回/分以上または呼吸 20 回/分以上 ☐ 具合が悪そうな状態(紅潮・傾眠傾向・不安不穏状態) ☐ 苦痛なく落ち着いている			
	疼痛: ☐ 無 ☐ 有;有の場合: ☐ 急性 ☐ 慢性 ☐ 深在性 ☐ 浅在性 痛みスコア () ※0~10 で表記 ☐ 不明			
	ショック状態: ☐ 無し ☐ 有り: ☐ 循環血液量減少性 ☐ 心原性 ☐ 閉塞性 ☐ アナフィラキシー ☐ その他 ()			
	死体徴候: ☐ 四肢硬直 ☐ 死斑:部位 () ☐ その他 ()			
	初期 ECG		心停止の目撃	
	☐ VF ☐ VT ☐ PEA ☐ 心静止 ☐ Sinus ☐ Af ☐ その他 ()		☐ 無し ☐ 有り 目撃: ☐ 家族 ☐ 救急隊 ☐ 消防隊 ☐ その他 ()	
	心停止の推定原因		目撃時刻 (時 分)	
☐ 心原性 ☐ 非心原性 () 推定理由: ☐ 頭痛 ☐ 胸痛 ☐ 腹痛 ☐ 悪心 ☐ 発熱 ☐ 既往歴 ☐ その他 ()		☐ 推定 ☐ 確定 ☐ 不明 性状: ☐ 突然 ☐ 徐々に ☐ 不明 処置内容: ☐ 気道確保 ☐ 人工呼吸 ☐ 胸骨圧迫 ☐ AED の使用(電源 ONorパッド貼付)→除細動: ☐ 無し ☐ 有り (時 分 ☐ 推定 ☐ 確定) 回数 (回) ☐ その他 () CPR ☐ 頭指導: ☐ 無し ☐ 有り ☐ 頭指導者: ☐ 救急隊 ☐ 指令員 ☐ その他 ()		
市民による他の処置等: ☐ 移動 ☐ 創傷処置 ☐ 止血 ☐ その他 () 実施者: ☐ 家族 ☐ その他 ()				
既往症	既往症: ☐ 無し ☐ 有り 病名:		現病名: ☐ 無し ☐ 有り 病名:	
医療機関選定経過	選定者: ☐ 救急隊 ☐ 本部 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ 医師 ☐ その他 () 連絡開始時刻 (時 分) 決定時刻 (時 分) 受入照会回数 (回) 選定経過(照会した医療機関名や結果等):			

検証票

4-4

転送内容	要請医療機関名: 要請医師名: 病院選定 ☐ 医師 ☐ 救急隊 ☐ 本部 同乗管理 ☐ 医師 ☐ 看護師 ☐ 病院救命士 ☐ その他		要請内容
救命処置等	除細動	気道確保	静脈路確保
	実施場所 () ☐ 単相性 ☐ 二相性 1回目 ☐ VF ☐ VT (時 分) 2回目 ☐ VF ☐ VT (時 分) 3回目 ☐ VF ☐ VT (時 分) 4回目 ☐ VF ☐ VT (時 分) 5回目 ☐ VF ☐ VT (時 分) 結果: 特記(未試行理由等): 主実施者名: 資格 ☐ I ☐ II ☐ 標準 ☐ 救命士	☐ 用手 () ☐ 経口エアウェイ ☐ 経鼻エアウェイ ☐ LM () 試行 → ☐ 確保 ☐ 確保デキス ☐ 食道閉鎖式エアウェイ試行 () → ☐ 確保 ☐ 確保デキス ☐ 気管挿管試行 ☐ 喉頭鏡 ☐ ビデ喉頭鏡 → ☐ 確保 ☐ 確保デキス サイズ mm カ容量 ml 固定位置 cm 実施場所 () 確保時刻(時 分) 特記(確保デキス・未試行理由等) 資格 ☐ 救命士 ☐ 挿管認定 実施者名: 換気: ☐ BVM ☐ 人工呼吸器 O ₂ %/分 回/分 特記:	☐ 試行 → ☐ 確保 ☐ 確保デキス 実施場所 () 目的・適応 ☐ CPA ☐ ショック ☐ クラッシュ ☐ プ糖 確保時刻(時 分) 確保の部位: () G 穿刺回数(回) 輸液速度 ☐ 維持 ☐ 急速 総輸液量(ml) 特記(確保デキス・未試行理由等): 実施者名: 資格: ☐ 救命士 ☐ 薬剤認定 ☐ 新処置認定 血糖測定 ☐ 試行 → ☐ 測定 ☐ 測定デキス 血糖値(mg/dl) 実施場所 () 測定時刻(時 分) 穿刺の部位: 穿刺回数(回) 測定理由: 特記(測定デキス理由、有害事象等): 実施者名: 病着時血糖() ☐ 不明
薬剤投与(アドレナリン/エピベン/ブドウ糖)	処置等の特記事項 ☐ 試行 → ☐ 投与完遂 ☐ 一部投与 ☐ 全く投与デキス ☐ アドレナリン ☐ エピベン ☐ ブドウ糖 実施場所 () 投与回数(回) 1回目(時 分) 2回目(時 分) 3回目(時 分) 4回目(時 分) 5回目(時 分) 総投与量(ml) 特記(投与デキス・未試行理由等): 実施者名: 資格: ☐ 救命士 ☐ 薬剤認定 ☐ 新処置認定 その他の記録(医師等の処置等) ☐ 医師連携有り → ☐ 医師処置有り ☐ 医師同乗有り (☐ 往診医師 ☐ 臨場医師 ☐ 現場要請医師) 医師名 _____ 医師の処置内容等:		
M	☐ 未要請 ☐ 指示、指導助言有り ☐ 連絡とれず(理由:)		
C	連絡がとれるまでに要した発信回数(回) MC 医と会話ができるまでに要した時間 ☐ 1分未満 ☐ 1分以上(分)		
指示要請	要請者名: MC 医名: MC 医所属機関:		
	指示・指導助言(時刻と内容等):		
観察・処置の経過	時刻 (接触時)	(病着時)	時間経過
	意識 呼吸 脈拍 ECG 血圧 瞳孔 SpO ₂ 体温 処置・判断等		覚知 : 出場 : 現着 : 接触 : 車収 : 現発 : 病着 : 収容 : 連携活動 ☐ 消防隊 ☐ 救助隊 ☐ 消防防災ヘリ ☐ 他の救急隊 ☐ Dr カー ☐ Dr ヘリ ☐ その他 ()
事後検証	観察	判断	処置
	☐ 標準 ☐ 署等で確認 ☐ 事例研究を考慮 ☐ 推奨症例 ☐ 稀・参考症例 ☐ 要改善	☐ 標準 ☐ 署等で確認 ☐ 事例研究を考慮 ☐ 推奨症例 ☐ 稀・参考症例 ☐ 要改善	☐ 標準 ☐ 署等で確認 ☐ 事例研究を考慮 ☐ 推奨症例 ☐ 稀・参考症例 ☐ 要改善
	医療機関選定		
	検証医 評価		
	検証日: 平成 年 月 日 検証医: (所属) (氏名)		
	指導者所見		
	救急救命士確認欄		

救急活動記録票・検証票項目に関する補足説明

1	引継日時	・医療機関に収容し、医師に引き継いだ時刻を記載する。(4枚目まで複写)	
2	救急隊 隊長氏名 救急救命士氏名	・出場した救急隊の所属する本部名、救急隊名及び救急隊員数を記載する。 ・隊長氏名を記載する。 ・救急車に乗車している救急救命士氏名を記載する。隊長が救急救命士の場合はここにも記載する。(4枚目まで複写)	
3	出場番号	・年間通し番号を記載する。(4枚目まで複写)	
4	傷病者番号	・一隊で2名以上を搬送した場合は、2-1、2-2と記載する。(4枚目まで複写)	
5	事故種別 (4枚目まで複写)	急病	疾病によるもので、救急業務として行ったもの
		一般負傷	他に分類されない不慮の事故
		交通事故	全ての交通機関相互の衝突、接触、単独、歩行者と交通機関の事故
		転院搬送	病院間の患者搬送
		加害	故意に他人によって傷害等を加えられた事故
		労災	各種工場、事業所、作業場、工事現場等において就業中に発生した事故
		火災	火災現場において直接火災に起因して生じた事故
		水難	水泳中(運動競技によるものを除く)の溺者又は、水中転落等による事故
		自然災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他異常な自然現象に起因する災害による事故
		運動競技	運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施している者、審判員及び関係者の事故(観覧中の者が直接運動競技用具等によって負傷したものは含み、競技場内の騒乱によるものは含まない。)
		自損	故意に自分自身に傷害等を加えた事故
		その他	医師・看護師の搬送の場合は、「他」を選択し、()内に「医師搬送」と記載する。医療資器材の輸送の場合は「資器材搬送」と記載する。救急車不搬送件数のうち、救急事故に分類不能のものも「他」を選択する。
6	出場先	・活動記録票では、要請を受け出場した場所を記載するが、検証には必要のない情報であり、個人情報にかかわる部分であることから、搬送確認書(救急隊控え)と検証票(2,4枚目)には複写されない方法をとる。(1,3枚目が複写)	
7	発生場所	・事故の発生場所、急病人の居る場所を記載する。(例：居室、台所、浴室、体育館、事務室、交差点、歩道、中庭、河川敷等)(4枚目まで複写)	
8	傷病者 住所 氏名等	・活動記録票では傷病者の住所・氏名を記載する部分(免許証、健康保険証、本人から若しくは関係者から聴取できた場合) ・検証には必要のない情報であり個人情報にかかわる部分であることから、搬送確認書(救急隊控え)と検証票(2,4枚目)には複写されない方法をとる。(1,3枚目が複写)	
9	性別、年齢、職業	・検証票では、性別、年齢、職業が記載されていれば検証は可能である。	
10	収容医療機関 名称所在地	・傷病者を搬送した医療機関の名称、所在について記載する。(4枚目まで複写)	
11	初診時傷病名	・初診時の診断名及び記入した時刻を医師により記載してもらう。(4枚目まで複写)	
12	医師署名	・初診時診断名を記載した医師により署名してもらう。(4枚目まで複写)	
13	初診時程度	・初診時診断名を記載した医師により記載してもらう。(4枚目まで複写)	
14	不搬送状況等	・活動記録票(3枚目)のみに記載される項目である。 ・傷病者が搬送を辞退し不搬送扱いとなった場合、本人若しくは家族等より辞退した理由を記載と、署名(間柄の記載も含む)をいただく。	
15	死亡確認状況等	・活動記録票(3枚目)のみに記載される項目である。 ・救急現場において医師により死亡が確認され、不搬送扱いとなった場合に、死亡確認をおこなった医師により死亡確認の時刻と署名をもらう。	
16	救急要請概要	・外因性の場合は、事故の形態、概要及び傷病者数について記載する。 ・内因性の場合は、現病歴、救急要請に至った主な理由及び病気の経過について記載する。 ・転院搬送の場合は、救急搬送となった理由、要請医療機関での傷病名を、資器材搬送の場合は、医療資器材の搬送先、品名、個数について記載する。	

17	現着時、接触時状況	・傷病者接触時の状態を具体的に記載する。 ・その他に傷病者、救急隊への二次的災害、救急・救助に係わる活動障害、周囲・関係者の状況、市民による応急手当が行なわれていた場合その状況についても記載する。
18	既往症	・既往歴、現病歴、入院歴、通院先病院名など、事故の起因に係わらず、傷病者に関する本人若しくは家族からの聴取事項などについて記載する。
19	自覚症状、主訴等	・本人からの自覚症状、訴え等について記載する。 ・意識障害があり聴取できない場合は、その理由を記載する。 ・家族からの確実な情報があれば、内容と情報源（情報提供者名、続柄等）を記載する。
20	救急隊現着時・接触時状況	・傷病者に接触し観察した結果についてチェックする。 ・痛みスコアについては、次を参考とする。 1 原則、成人に用いる。明確な回答を得られない場合は不明とする。 2 痛みがない状態を0として、今までにない最悪の痛みを10とした場合の痛みの程度を表現した値とする。 3 深在性疼痛とは「体腔や臓器に由来する生命または四肢を失う恐れのある疾患に関連している可能性がある疼痛」をいう。 4 浅在性疼痛とは「危険な疾患との区別がしやすい、皮膚、軟部組織、筋骨格や体表臓器由来の疼痛」をいう。 5 急性疼痛とは「新たに出現した疼痛であり、慢性疼痛よりも危険な状態であると診断される可能性が高い疼痛」をいう。 6 慢性疼痛とは「同じパターンの症状を示す、周知の持続性もしくは反復性の疼痛症候群」をいう。 <pre> graph LR A[深在性] --> B[急性] A --> C[慢性] B --> D[8-10] B --> E[0-7] C --> F[4-10] C --> G[0-3] H[浅在性] --> I[急性] H --> J[慢性] I --> K[4-10] I --> L[0-3] J --> M[8-10] J --> N[0-7] </pre>
21	初期 ECG 所見	・ウツタイン様式に準ずる項目に関して、傷病者に接触した直後の ECG モニター所見について記載する。
22	心停止の推定原因	・心停止の推定原因を非心原性と心原性から選択し、非心原性であれば、原因の細分類をウツタイン様式に基づき記載する。推定した根拠について、現病歴、既往歴について知り得た情報からチェックまたは記載する。
23	心停止の目撃	・現着時に家族等から聴取した発症直後の目撃情報により時刻、性状等を記載する。倒れるところを目撃し、または、その音を聞いた場合で、その時刻が正確であれば「確定」にチェックをいれる。「推定」は倒れる以前の行動を目撃しており、倒れたところは目撃していない場合にチェックをいれる。「不明」はいつ倒れたか予測がつかない場合にチェックをいれる。（例：会社から帰宅したところ、台所で倒れていた。）

24	バイスタンダーCPR の状況	・市民によって実施された処置のうち、心肺蘇生に関する情報を記載する。家族、同僚、友人、通行人等実施していた人、内容について記載する。もし、資格等の保有者であればその内容について、資格欄に記載する。(医療従事者、上級救命講習受講者、日赤指導員) ・119番通報時の口頭指導の情報があれば、誰により行われたか等を記載する。 ・複数回の除細動が有りの場合、1回目の除細動が実施された時刻(推定含む)を記載する。
25	市民による他の処置	・上記以外の、その他に行われた市民処置の状況、実施者についてチェックする。
26	病院選定経過	・活動記録票と検証票(3,4枚目)のみに記載される項目である。 ・自己隊で選定、本部に依頼など、選定者の種別を記載する。連絡開始時刻、決定時刻、受入決定までに要した照会回数を記載する。照会した医療機関名とその結果など(時刻、応答した者の氏名など)を記載する。
27	転送経過	・活動記録票と検証票(3,4枚目)のみに記載される項目である。 ・一時、病院収容したが、傷病者の状態、病院の状況から他の病院へ直ちに搬送する必要が生じた場合に記載する。 ・要請医療機関名、要請医師名を記載する。 ・病院選定を実施した者、同乗し傷病者を管理した者を選択する。
28	要請内容	・転送のための要請理由について記載する。
29	除細動	・除細動を実施した場合に記載する。積載している除細動器の種別(二相性/単相性の別)、除細動の適応波形の種類と実施時刻を記載する。 ・除細動施行5回までの実施状況について記載する。 ・実施できなかった場合は状況を具体的に記載する。 ・実施した者(複数回実施した場合は、最も中心となり実施した者)を記載し、その者の資格の状況を選択する。 ・医師が実施した場合は、この欄には記載せずに「その他の記録(医師等の処置等)」に記載する。
30	気道確保	・気道確保を実施した場合に記載する。 ・「用手」による気道確保を実施した場合、チェックをして、その方法について記載する。 ・経口エアウェイ、経鼻エアウェイを使用した場合はチェックする。 ・器具を用いた気道確保を試みた場合は、その種別をチェックし、確保(成功)した場合は、「確保」にチェックし、確保出来なかった場合は、「確保できず」にチェックする。 ・LM(ラリングアルマスク)、食道閉鎖式エアウェイを使用した場合はチェックして、それぞれのデバイス名の詳細について記載する。 ・気管挿管を実施した場合は、使用した喉頭鏡の種別をチェックする。サイズ、カフ容量、固定位置についても記載する。 ・器具を用いた気道確保を実施した者の氏名、資格を記載する。 ・換気方法及び酸素流量、回数について記載する。 ・何らかの状況により気道確保器具を変更、又は回復により中止した場合や確保出来なかった理由など特記事項があればその状況を記載する。 ・医師が実施した場合は、この欄には記載せずに「その他の記録(医師等の処置等)」に記載する。
31	静脈路確保	・静脈路確保を試みた場合に記載する。確保(成功)した場合は、「確保」にチェックし、確保出来なかった場合は、「確保できず」にチェックする。 ・静脈路確保の目的についてチェックする。 ・実施場所、時刻、実施者、穿刺した血管部位、使用した留置針の太さについて記載する。 ・輸液の速度や、病着までに投与した輸液量を記載する。 ・実施できない場合、中止した場合や確保出来なかった理由などを記載する。 ・実施した者の氏名、資格を記載する。 ・医師が実施した場合は、この欄には記載せずに「その他の記録(医師等の処置等)」に記載する。

32	血糖測定	・血糖測定を試みた場合に記載する。測定（成功）した場合は、「測定」にチェックし、測定出来なかった場合は、「測定できず」にチェックする。 ・測定値、実施場所、測定時刻、穿刺（採血）部位、穿刺回数について記載する。 ・血糖測定の理由、目的を記載する。 ・実施した者の氏名を記載する。 ・血糖測定を試みた傷病者が病着後に病院で測定した血糖値がわかれば記載する。 ・医師が実施した場合は、この欄には記載せずに「その他の記録(医師等の処置等)」に記載する。
33	薬剤投与	・薬剤投与を試みた場合に記載する。投与が完全にできた場合は、「投与完遂」にチェックし、途中で中断した場合は「一部投与」をチェックする。薬剤が全く体内に入らなかった場合は、「投与できず」にチェックする。 ・薬剤の種別を、アドレリン/エピネフリン/ブドウ糖の中から選択する。 ・実施場所、時刻、総投与量、投与回数について記載する。 ・投与できない場合、中止した場合は理由などを記載する。 ・医師が実施した場合は、この欄には記載せずに「その他の記録(医師等の処置等)」に記載する。
34	その他の記録 (医師等の処置等)	・ドクターヘリ、ドクターカー等と連携した場合等を考慮して、医師等の処置の状況を記載する欄を設けた。 ・医師の救急車への同乗の有無、処置の有無、医師の種別をチェックし、医師名を記録する。 ・医師等が実施した処置について記載する。(例、緊急薬剤使用、外科的処置等) ・医師が直接記入することが望ましい。
35	処置等の特記事項	・他の救急隊や先着消防隊が実施した処置や、その他について特記すべきことがあれば記載する。
36	MC 指示要請	・指示要請の有無と指示要請した電話等への応答の状況を記載する。指示要請を行うも医師に連絡が取れなかった場合は、その理由も記載する。 ・医師に連絡が取れるまでの電話等の発信回数を記載する。医師と直接会話ができたまでに要した時間を記載する。 ・指示要請を行った救急救命士の氏名、MC 医師名、MC 医師の所属機関を要請を記載する。 ・指示要請の際、医師から指示された特定行為等の内容、その他に搬送中の傷病者管理に必要な指導事項、その時刻等について記載する。 ・これらの項目は、地域の MC 体制の検証のためにも重要な事項である。
37	観察・処置の経過	・適宜、縦線を入れて自由に区分けし、傷病者のバイタルサインの変化について、実施した処置とその判断、時間について記載する。 ・処置を実施した際には、その効果の検証のためにも、処置前、処置後、病着時の意識レベルも含めたバイタルサイン等の記載を確実、正確に行う。 ・時間経過の説明 覚知：消防機関が救急事故を確認した時刻 （※ウツタイン様式を導入している地区では、入電時間を別途記録することも考えられる。） 出場：119 番通報の内容が消防署所等に指令され、待機している所から動きだした時刻 現着：出場指令番地の建物、及びその周辺に到着した時刻 接触：観察開始時刻を意味する。傷病者に接触した時刻 現発：傷病者を救急車に収容し、救急現場から出発した時刻 病着：病院に到着した時刻 収容：傷病者を医師に引き継いだ時刻

38	検証医師記入欄	・ 検証を実施した医師の氏名、所属病院、検証年月日を記載する。 ・ 観察、判断、処置、医療機関選定の4項目において検証を実施する。 ・ 各項目の説明 「標準」 ・ 適切であった ・ 活動基準どおり ・ 特記事項なし 「署等で確認」 ・ 活動基準どおりか要確認 ・ 事例研究に取り上げるまでは至らないが、円滑な救急活動为目标に本部または署で症例を確認する。 「事例研究等を考慮」 ・ 推奨事例、稀・参考症例など、今後の救急活動に活用できる症例で、各隊に周知する必要があるもの。 「要改善」 ・ 救急活動にかかわる検討事項が見られた場合。
39	検証医所見	・ 救急活動全般に対しての検証医からの指示事項について記載する。
40	救急技術指導者所見	・ 消防機関における救急業務の監督者及び指導者的立場にあるもので、医療機関と救急隊の連絡をとりまとめ、救急業務管理的立場からの検証及び医学的観点からの検証結果に基づく改善・指導を行なう。 ・ 検証医に対して、救急隊から検証を依頼する場合や、検証医や初診医に対して救急隊の活動を基準等に照らし説明する場合など、その内容について記載する。
41	救命士確認欄	・ 検証を受けた内容について、確認し署名する。
42	その他	・ 特定行為実施時、及び必要に応じて心電図波形、SpO2 モニター結果を添付する。

各様式の使用方法

- ※1 4枚綴りの複写式になっているが、部分的に複写されない箇所もある。
- ※2 救急活動記録票と検証票は全て同一の項目ではないことに、ご留意願いたい。
- ※3 初診医の所見、意向が検証対象症例の選別や検証作業の過程に反映されるような様式とその運用が望ましい。

1枚目 搬送確認書（医療機関控え）

- ・ 主として医療機関が救急隊によって搬送された傷病者を受け入れたことを記録し、搬送直後の傷病者情報を医師に引き継ぐための書式である。
- ・ 4枚綴りの状態で、必要事項を記入後、初診医師に渡し、傷病名（疑いなども含む）、傷病程度を記入してもらう。
- ・ 初診医から救急活動に対する意見等を事後検証に反映させる。

2枚目 搬送確認書（救急隊控え）

- ・ 救急隊が医療機関に傷病者を搬送したことを記録する様式である。
- ・ 傷病者の医療機関への収容時、連絡要否の判断（検証対象症例との判断）が下されれば、1枚目（医療機関控え）のみを医療機関へ提出する。
- ・ その場で診断名が記載できず、連絡要否の判断が下されない場合、1枚目（医療機関控え）2枚目の（救急隊控え）を医療機関に提出し、救急隊は帰署、後日2枚目の（救急隊控え）の回収に出向き、その際に初診医からの意見等が記入されていた場合、検証の要否を確認できる。検証の必要があると判断した場合は、検証票に添付し事後検証で活用する。

3枚目 救急活動記録票

- ・ 帰署後、必要事項を記入し、救急活動記録票として署所で保管する。

4枚目 検証票

- ・ 検証票の「要連絡」欄がチェックされ、初診医からの意見が書かれていた場合は、消防機関における救急技術指導者は、初診医、検討医と連絡を取り、医師の意見を踏まえつつ、検証対象として扱う。
- ・ 検証票の「要連絡」欄がチェックされていない場合でも、心肺停止症例、エピペン使用症例、血糖測定症例、特定行為使用症例、搬送先の選定に一定以上の時間等を要した例などは、基本的に検証対象として扱う。
- ・ 検証医は右頁太枠中の項目（観察、判断、処置、医療機関選定、その他所見）についてそれぞれ記載する。
- ・ 個々の救急隊、救急救命士の救急活動や救急救命処置の検証のみならず、地域や都道府県における処置の効果の検証、オンラインMC体制の検証、救急搬送受入れの検証等のために、本検証票を活用する。